

Neo・Gifu - Net BB サービス利用規約

第1章 総則

第1条 総則

株式会社NTT西日本-東海(以下「当社」といいます)は、インターネット接続サービスである「Neo・Gifu - Net BB サービス」(以下「本サービス」といいます)に関し、本サービス利用者(以下「契約者」といいます)の遵守事項として、以下のとおり利用規約(以下「本規約」といいます)を定めます。

第2条 本規約の範囲及び変更

本規約は、本サービスの利用に関し、当社及び契約者に適用します。第6条及び第7条により利用契約が成立した後は、契約者は本規約を遵守する責務を負います。

2. 当社が別に定める個別規約及び当社が随時契約者に対し通知する追加規約は、本規約の一部を構成します。

3. 当社は、契約者の承諾を得ることなく本規約を変更することができ、契約者は第3条による通知をもってこれを承諾するものとします。

第3条 通知及び同意の方法

当社から契約者への通知は、本規約に別段に定めのある場合を除き、本サービス経由の電子メール、本サービス上的一般掲示、又はその他の当社が適当と認める方法により行うものとします。

2. 前項の通知が電子メールで行われる場合、契約者の電子メールアドレス宛に発信し、契約者の電子メールアドレスを保有するサーバに到着したことをもって契約者への通知が完了したものとみなします。契約者は、当社が電子メールで発信した通知を遅滞なく閲覧する義務を負うものとします。なお、電子メールの閲覧とは、契約者がそのサーバに配信された電子メールを画面上に開示し、内容を熟読して確認することをいいます。

3. 本条第1項の通知が本サービス上的一般掲示で行われる場合、当該通知が本サービス上に掲示され契約者が本サービスにアクセスすれば当該通知を閲覧することが可能となったときをもって契約者への通知が完了したものとみなします。

4. 当社は、上記いずれかの方法により契約者に通知を行った場合、通知日より30日の経過をもって、通知日の内容について契約者の同意を得たものとみなします。ただし、契約者より通知内容について通知日より30日以内に書面をもって異議の申し出があった場合は、上記の限りではありません。

第4条 準拠法

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第5条 協議と管轄裁判

本サービスに関して、契約者と当社との間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとします。

2. 協議をしても解決しない場合は、岐阜地方裁判所または岐阜簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第2章 利用契約締結等

第6条 利用契約の申込み

本サービスは、契約者のみが利用することができるものとします。本サービスの利用を希望する者(以下「申込者」といいます)は本規約を承諾した上で、申込者が20歳以上の場合、当社が別途指定する所定の手続に従って本人が利用契約当事者として利用契約締結を申込みます。未成年の場合、親権者が利用契約当事者として利用契約締結を申込みます。上記の要件を充足しない申込みは、有効な申込みとはならず、利用契約は成立しません。

2. 申込者が、前項に規定する方法で利用契約の申込みを行った場合、当社は所定の手続きを経た上で登録を行い、本サービスの提供開始日を申込者へ通知します。

第7条 利用契約の成立

利用契約は、第6条に規定する利用契約の申込みに対し当社がこれを承認し、登録が完了した日に成立するものとします。

2. 当社は、申込者が以下の項目に該当する場合、当該利用契約を締結しない場合があります。

- (1) 申込み内容に虚偽、誤記又は記入漏れがあった場合。
- (2) 申込者が日本国外に居住する場合。
- (3) 申込者が過去に本規約又はその他の規約違反等により契約者の利用資格が取消されたか、又は一時停止中である場合。
- (4) 申込者が自己振出の手形又は小切手が不渡り処分を受ける等の支払停止状態になったとき、もしくは申込者が租税公課の滞納処分を受け、又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、又は特別清算開始の申立てがある等、本サービスの利用料金等の支払いを怠る恐れがあることが明らかな場合、又は責務の履行が困難と想定される場合。
- (5) 申込者の指定した料金回収代行につき、回収代行会社等により、利用停止処分等が行われている場合。
- (6) 申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人のいずれかであり、契約申込みの際に法定代理人、後見人、保佐人、補助人からの同意を得ていなかった場合。
- (7) 申込者への本サービスの提供に関し、業務上又は技術上の著しい困難が認められる場合。
- (8) その他、当社が申込者を契約者として不適当と判断した場合。

第8条 地位の承継

相続又は法人の合併により契約者の地位を承継した者は、継承したその日から30日以内に、その旨を当社所定の方法により当社に届け出るものとします。

2. 当社は契約者について次の変更があった時は、契約者の同一性及び継続性が認められる場合に限り、前項と同様であるとみなして前項の規定を適用します。

- (1) 個人から法人への変更の場合。
- (2) 契約者である法人の業務の分割による新たな法人への変更の場合。
- (3) 契約者である法人の業務の譲渡による別法人への変更の場合。
- (4) 契約者である任意団体の代表者の変更の場合。
- (5) その他各号に類する変更の場合。

第9条 契約者の名称等の変更

契約者は、氏名もしくは法人名、又は住所もしくは所在地、又は本サービスの利用料金の決済に用いる金融機関等を変更したときは、変更があった日から20日以内に当社所定の方法により当社に届け出るものとします。

2. 前項に規定される場合を除き、契約者は、契約申込みの際に当社に届け出た内容事項を変更するときは、当社所定の方法により変更予定日の20日前までに当社に届け出るものとします。

第10条 利用契約の変更

契約者は、本サービスの種類を変更する場合、当社所定の方法により当社に届け出るものとします。当社が当社所定の方法による承諾の通知を発信したときに、変更の効力が生じるものとします。ただし、第7条第2項各号のいずれかに該当する場合は、変更を承諾しないことがあります。

第11条 契約者からの解約

契約者が利用契約の解約を希望する場合には、月末をもって解約するものとし、解約希望月の15日(消印有効)までに当社所定の手続に従って、当社に届け出るものとします。16日以降の届出の場合は翌月末解約となります。

2. 解約時までに発生した契約者のすべての責務は、解約後といえども存続し、契約者は当社に対するその責務の履行義務を負います。また、当社は既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないとともに、契約者が解約に伴って、当社に対し何らかの請求権を取得することは一切ありません。

3. 契約者が本サービス利用(利用料金の支払いによる利用)開始から1ヶ月未満で解約を希望する場合は、残月の月数の相当する違約金を支払うものとします。この場合において、サービス区域外への移転および契約者の死亡で第8条による承継が不可能な場合は違約金の支払は要しないものとします。

第12条 当社からの解約

当社は、第32条の規定により本サービスの利用を停止された契約が当社の指定する期間内にその停止事由を解消又は訂正しない場合には、その利用契約を解約できるものとします。

2. 当社は、契約者が利用契約締結後、第7条第2項第3号、第4号、第6号のいずれかに該当することが明らかになった場合、第32条及び前項の規定に拘わらずその利用契約を即時解約できるものとします。

3. 当社は本条第1項及び第2項により利用契約を解約しようとするときは、その契約者に何ら通知催告を要せず解除することができるものとします。

第13条 権利の譲渡制限

契約者は、本サービスの利用権その他本規約に基づき(権利、義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできないものとします。

第14条 利用前の準備

契約者は、自己の責任と負担において本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、接続回線等を準備するものとします。

第3章 サービス

第15条 提供するサービス

当社は、契約者に対し当社が別途定める内容及び条件で本サービスを提供します。なお、本サービス利用の際、当社が別途提示する個別規約又はその他の規約(以下「その他の規約等」といいます)がある場合には、契約者は本規約に加え当該その他の規約等にも従うものとします。

2. 本サービスのサービス提供区域は、岐阜県内のサービス提供可能区域とします。

3. 当社は、本サービスについて理由の如何を問わず、契約者に事前に通知することなく本サービスの内容の全部又は一部を変更、追加、廃止することができるものとします。

第4章 利用料金等

第16条 利用料金

本サービスの利用料金、算定方法等は、別途当社が定めるとおりとします。

2. 当社が月額料金を変更する場合は、契約者に30日以上前に事前通知を出すことにより改定することができるものとします。また、契約者は自らの責任において価格の変更通知を確認する義務を有するものとし、価格が変更された後に契約者が本サービス又は該当するサービスを利用した場合、変更された価格に同意したものとします。

第17条 利用料金の支払義務

契約者は、本サービスの利用において、利用契約が成立した日から利用契約解約日までの期間について、当社が定める方法により別途定める料金(以下「利用料金」といいます)及びこれにかかる消費税相当額の支払いを要します。

2. 契約者は、前項の期間において第31条に規定する本サービスの提供中止、又はその他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、その期間中の利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払いを要します。ただし、第34条に規定する場合、または契約者が本サービスを全く利用できない状態(以下「利用不能」といいます)に陥ったときは、本規約に別段の定めがある場合を除き、契約者が利用不能にあることを当社が知った時刻から起算して3日以上その状態が継続した時に限り、利用料金のうち月額定額料金の30分の1に本サービスを利用できなかった日数を乗じた額(100円未満切り捨て)については、この限りではありません。

3. 契約者は、第32条に規定する利用停止に陥った場合であっても、その期間中の利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払いを要します。

第18条 利用料金の支払方法

契約者は、当社の請求書により利用料金の支払を行います。利用料金の決済方法としてNTT西日本の請求書による支払を利用する場合は、NTT西日本の契約約款に基づき支払うものとします。この場合において契約者は、当社が利用料金を別途指定する代金回収代行業者(以下「回収代行業者」といいます)を通じて徴収することに同意するものとします。

2. 契約者は、当社が利用料金を徴収する目的で契約者の氏名、契約者が支払うべき利用料金額等必要な範囲の情報を回収代行業者に開示することに同意するものとします。

3. 本条第1項から第2項の決済について、契約者と当社との間で問題が生じ契約者が支払いを拒む場合には、その問題が解決するまで、契約者は利用資格を有しないものとします。また、契約者が指定した銀行口座の名義人が契約者と異なり、名義人が支払いを拒む等の事態が生じた場合において、当該事態が解決するまで契約者は利用資格を有しないものとし、本サービスのご利用はできないものとします。

4. 契約者と本条第1項及び第2項の回収代行業者との間で利用料金その他の債務を巡って紛争が生じた場合は、当該当事者間ですべてを解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

5. 契約者は、本サービスの請求金額が異常だった場合、その請求を受けてからあるいは開示を受けてから30日以内に当社にその旨を通知するものとします。この期間が経過した場合は、契約者は請求代金について承諾したものとします。

第19条 延滞利息等

契約者は、請求代金に関して、その支払期限までに支払いを行わない場合には、支払期限の翌日から起算し、支払いを完了した日の前日までの日数に応じ、年14.5%の割合で計算して得られた金額を延滞利息として、当該債務にあわせて支払うものとします。

第5章 契約者の義務等

第20条 ID及びパスワードの管理

契約者は、契約成立後、当社が契約者に付与するユーザーID及びパスワードを第三者に利用させたり、共有しないものとします。

2. 契約者はユーザーIDに対応するパスワードを第三者に開示してはならず、また第三者に漏洩することのないよう管理するものとします。

3. 契約者は、契約者のユーザーID及びパスワードにより本サービスが利用されたときは、契約者自身の利用とみなされることに同意するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由によりユーザーID又はパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

4. 契約者、ユーザーID及びパスワードが盗まれ、第三者に利用されていることを知った場合、速やかにその旨を当社に直接的即時的手段により連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

第21条 自己責任の原則

契約者は、本サービスの利用に伴い第三者(国内外を問いません、以下同じ)に損害を与えた場合、又は第三者からの異議、請求、損害賠償及びその他の何らかの申立てがなされ、又は訴訟が提起される等紛争が生じた場合においては、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を被った場合、又は第三者に対し異議等申立てる場合においても同様とします。

2. 当社は、契約者が自己の責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合は、契約者に対し当該損害の賠償を請求できるものとします。

第22条 禁止事項

契約者は、本サービスの利用にあたって以下の行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社もしくは第三者の著作権又はその他の権利を侵害する行為、もしくはその恐れのある行為。
- (2) 当社もしくは第三者の財産又はプライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、もしくはその恐れのある行為。
- (3) 上記(1)(2)の他、当社もしくは第三者に不利益又は損害を与える行為、もしくはその恐れのある行為。
- (4) 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を害する行為。
- (5) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待に相当する画像、文章を送信又は掲載する行為。
- (6) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律で規定する映像送信型風俗特殊営業、もしくはそれに類似する行為。
- (7) 犯罪的行為、又は犯罪的行為に結び付く行為、もしくはその恐れのある行為。
- (8) 公職選挙法に違反する行為、もしくはその恐れのある行為。

- (9) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- (10)本サービスにより利用しうる情報を改竄又は消去する行為。
- (11)第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (12)コンピュータウイルス等の有害なプログラム等を送信又は掲載する行為。
- (13)公序良俗に反する行為、又はその恐れのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為。
- (14)当社の承諾なく、本サービスを通じて又は本サービスに関連して、営利を目的とした行為又はその準備を目的とした行為。
- (15)第三者に対し無断で広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為、又は嫌悪感を抱く電子メール(嫌がらせメール)を送信する行為、その他の目的で不特定多数に大量のメール(スパムメール)または誘導、誘発する行為及び連鎖的なメール転送を依頼する行為もしくは当該依頼に応じて転送する行為。
- (16)第三者のメール受信を妨害する行為、もしくはその恐れのある行為。
- (17)本サービス提供用に当社が設置する電気通信設備のその他の通信機器及びソフトウェア等(以下「本サービス用設備」といいます)又は第三者の設備等の利用もしくは運営に支障をきたす行為、もしくはその恐れのある行為。
- (18)ファイル共有ソフト(ファイル交換ソフト・P2P等)を使用する行為。
- (19)その他、法令に違反する行為、もしくはその恐れのある行為。
- (20)当該行為が本条各項目のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為。
- (21)その他、当社が不適切と判断する行為。

2. 前項に該当する契約者の行為によって当社及び第三者に損害が生じた場合、契約者は利用資格を喪失した後であっても、すべての法的責任を負うものとし当社に一切迷惑をかけるものとし、
第23条 所有権

本サービスを構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続、商標、商号及びそれに付随する技術全般の所有権等は、当社に帰属するものとします。
2. 契約者は、アップロードした情報又はファイルについて生じたすべての法的責任を負うものとします。
第24条 著作権

契約者は、権利者の許諾を得ない限りは、いかなる方法においても本サービスを通じて提供される一切の情報又はファイルについて、著作権法で定める契約者個人の私的利用の範囲外の使用をすることはできないものとします。
2. 契約者は、権利者の許諾を得ない限りは、いかなる方法においても第三者を通して、本サービスを通じて提供される一切の情報又はファイルについては、使用させたり公開させたりすることはできないものとします。

3. 本条の規定に違反して紛争が生じた場合、契約者は自己の責任と費用において当該紛争を解決するとともに、当社をいかなる場合においても免責し損害を与えないものとします。
第25条 契約者の関係者による利用

契約者が当該契約者の家族又はその他の者(以下「関係者」といいます)に利用させる目的で、かつ当該関係者の本サービスの利用に係わる利用料金の負担に合意して利用契約を締結したときは、当該契約者は、当該関係者に対しても同様に本規約を遵守させる義務を負うものとします。
2. 前項の場合、契約者は当該関係者が第22条第1項各号のいずれかに該当する行為をしたり、当社に損害を与えた場合は、当該関係者の行為を当該契約者の行為とみなして本規約が適用されるものとします。
第6章 当社の義務等

第26条 当社の維持責任
当社は、本サービスを円滑に提供することができるよう、設備については善良なる管理者の注意をもって維持します。
第27条 本サービス用設備等の障害等

当社は、本サービスの提供又は利用について障害があることを知ったときは、可能な限り速やかにその旨を契約者に通知するものとします。
2. 当社は、本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、速やかに修理又は復旧します。
3. 当社は、本サービス用設備を接続するために電気通信事業者より借り受けた電気通信回線(以下「電気通信回線」といいます)について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を示すものとします。
4. 当社は、本サービス用設備及び電気通信回線の設置、維持及び運営に係わる作業の全部又は一部(修理又は復旧を含みます)を当社指定の第三者に委託することができるものとします。

第28条 通信の秘密の保護
当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用又は保存します。
2. 当社は、刑事訴訟法第218条その他同法もしくは通信傍受法の定めに基づく強制処分が行われた場合には、当該法令に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、契約者が第22条第1項各号のいずれかに該当する行為をし、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛又は緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができるものとします。
第29条 お客さま情報の保護

当社は、契約者の営業秘密、又は契約者及び第三者の個人情報の内、第28条第1項に該当しない情報(あわせて以下「お客さま情報」といいます)を契約者から直接収集し、又は契約者以外の者から間接的に知らされた場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な期間中、これを保持することができるものとします。
2. 当社は、お客さま情報を本サービスを提供する為、もしくはより良いサービスを開発する為その他正当な目的の為にのみ使用します。
3. 当社は、前項の利用目的の範囲内でお客さま情報を業務委託先に預託することができるものとします。

4. 当社は、お客さま情報等を契約者の承諾なく第三者に開示及び提供しないものとします。ただし、当社が、本サービスの利用動向を把握する目的で収集した統計個人情報(契約者の個人が特定できない情報群)については開示できるものとします。
5. 当社は、刑事訴訟法第218条その他同法もしくは通信傍受法の定めに基づく強制処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
6. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合で、緊急避難又は正当防衛に該当すると当社が判断するときは、本条第4項に拘わらず法令に基づき必要と認められる範囲内で、お客さま情報等の照会に応じることができるものとします。

第7章 利用の制限、中止及び停止
第30条 利用の制限

当社は、天災、地震その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときは、天災の予防もしくは救援、交通通信もしくは電力の供給の確保、又は秩序の維持のために必要な事項と内容とする通信及び公共の利益のため緊急に行うことを要するその他の通信を優先的に取り扱うため、電気通信事業法第8条に基づき本サービスの利用を制限することがあります。
第31条 サービスの中止

当社は、以下の事項に該当する場合、何らの予告をすることなく本サービスの提供を中止する場合があります。

- (1) 本サービスのシステムの保守上又は工事にやむを得ない場合。
- (2) 電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合。

- (3) サービスの提供が技術的に困難又は不可能となった場合、又は当社が本サービスの運営上、一時的な中止が必要と判断した場合。
- (4) 火災、停電等の不可抗力または第三者による妨害等により、本サービスの提供が困難になった場合。

- (5) 天災またはこれに類する事由により本サービスの提供が困難になった場合。
 - (6) 第30条の規定により、本サービスの利用の制限を行っている場合。
 - (7) 前各号以外の事由により、当社が本サービスに関わるシステムを停止する必要があると判断した場合。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、本サービスの中止等により契約者又は第三者が損害を被った場合であっても、理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。

第32条 利用の停止
当社は、契約者が以下の項目に該当する場合、本サービスの利用を停止することができるものとします。

- (1) 利用料金等の支払債務の履行遅延があった場合。
 - (2) 第22条第1項各号に該当する行為をし、第33条第2項第1号、第2号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合。
 - (3) その他、本規約に違反した場合、及び契約者として不適格と当社が判断した場合。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第33条 情報の削除等
当社の、本サービスの利用にあたって契約者が当社サーバに蓄積したデータ等について、次のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前通知又は承諾を要することなく、データの全部又は一部の削除、変更、複写、移動等を行えるものとします。

- (1) データ量が当社の定める範囲を超える場合。
 - (2) 当社のサービス運営上必要な場合。
 - (3) 契約が解約された場合。
2. 当社は、契約者が第22条第1項各号のいずれかに該当する行為をした場合、本規約のその他の条項に違反した場合、当社の通知や指導に従わなかった場合、その他当社が必要と認めた場合には、次の各号のいずれかの措置又はこれらを組み合わせた措置を講ずることがあります。
- (1) 契約者が、第22条第1項各号のいずれかに該当する行為、その他本規約に違反する行為を中止すること、及び同様の行為を繰り返さないことを要請します。
 - (2) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
 - (3) 契約者が発信、表示、掲載するデータ・情報を削除、又は他の契約者もしくは第三者が受信、閲覧できない状態に変更します。
 - (4) 紛争当事者間で、紛争解決のための協議を行うことを要請します。
 - (5) 第32条に基づき、本サービスの利用を停止します。
 - (6) 第12条に基づき、利用契約を解約します。
 - (7) その他、当社が適切と思われる措置。
3. 前項の措置は、第21条に規定される自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第8章 損害賠償等
第34条 損害賠償の制限

当社は、当社の責に帰すべき事由により契約者が本サービスを全く利用できない状態(以下「利用不能」といいます)に陥ったときは、本規約に別段の定めがある場合を除き、契約者が利用不能にあることを当社が知った時刻から起算して3日以上その状態が継続した時に限り、利用料金のうち月額定額料金の30分の1に本サービスを利用できなかった日数を乗じた額(100円未満切り捨て)を上限として、契約者に発生した通常の直接損害を賠償します。なお、契約者が本条により賠償請求できる期間は、当該損害の発生日から3ヶ月以内に限られるものとします。また、天災地変等当社の責に帰すことのない事由により生じた損害、当社の予見可能性の有無に拘わらず特別の事情から生じた損害、又は逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。
2. 利用不能が、当社の故意又は重大な過失により生じた場合は、前項は適用されないものとします。
3. 本サービス用設備等にかかる電気通信事業者又はその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して契約者が利用不能に陥った場合、利用不能に陥った契約者全員に対する損害賠償総額は、当社がかかる電気通信事業者から受領する損害賠償総額を上限として、当社は本条第1項に準じ契約者の損害賠償請求に応じるものとします。
4. 前項において賠償の対象となる契約者が複数ある場合、契約者への賠償金額の合計が、当社の受領する損害賠償を超えるときの各契約者への賠償金額は、当社が受領する損害賠償額を本条第1項により算出された各契約者に対し返還すべき金額で比例配分した金額とします。

5. 当社は、当該契約者の翌月の利用料金から差し引くことにより、前項の減額を行うものとします。

第35条 免責事項
当社は、本規約に別段の定めがある場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他法律上の責任を問わず、賠償の責任を負わないものとします。ただし、契約者が本サービスの利用に関して、当社の故意又は重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
2. 当社は、本サービスの内容、及び契約者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も行わないものとします。
3. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

付則
本規約は2004年11月1日より実施するものとします。
・2004年11月1日制定
・2007年2月23日改定
・2008年7月1日改定
・2010年9月1日改定

この利用規約は2010年9月1日現在のものです。
最新の利用規約は以下のホームページにてご確認くださいませ。
<http://www.neo-gn.com/neo/>

Neo・Gifu-Net BB サービス 仕様書

【基本料金】

- ・ 1 加入あたり 4,515 円 / 月 (税込み) 原則 1 年継続契約

【初期導入費用】

- ・ 1 加入あたり 12,000 円 / 初回のみ (税込み)

【提供対象地区】

- ・ 別紙の『Neo・Gifu-Net BB サービス提供対象地区一覧』参照

【提供可能範囲】

- ・ NTT 交換所より概ね 10 Km 以内

【サービス内容】

- ・ インターネット接続 (ベストエフォートでの提供)
 - 近距離 最大 40 Mbps (速度保障はありません)
 - 遠距離 最大 2.2 Mbps (速度保障はありません)
- ・ 電子メール 100 MB (ウイルスチェック付き)
- ・ ホームページ 10 MB (ご利用の場合は申請が必要です)
- ・ 不正アクセス防御

【付加サービス】

- ・ 電子メールアドレス追加サービス 250 円 / 1 メールアドレス・月 (税込み)
- ・ ホームページ増強サービス 150 円 / 10 MB 毎・月 (税込み)

【利用料金の算定】

利用料金は、各月の 1 日から末日までの利用に対して基本料金を適用します。

ただし、開通日が月途中の場合は、契約が成立した日を含んで月末までの日数に基本料金の 1 / 30 を掛けた額 (1 円未満を切り捨て) を適用します。(日割り計算とします。)

また、付加サービスについては、契約月 (申込月) より月額料金が発生します。

以上

高山市管轄事務所	NTT交換所収容エリア (地区名)
上宝支所	上宝電話交換所収容エリア (葛山 / 岩井戸 / 吉野 / 宮原 / 金木戸 / 見座 / 荒原 / 在家 / 双六 / 蔵柱 / 中山 / 長倉 / 本郷) 奥飛騨電話交換所エリア (一重ヶ根 / 今見 / 笹嶋 / 神坂 / 村上 / 中尾 / 田頃家 / 栃尾 / 柏当福地 / 平湯)
清見支所	三日町電話交換局収容エリア (坂下 / 三ツ谷 / 三日町 / 巢野俣 / 藤瀬 / 福寄 / 牧ヶ洞) 夏厩電話交換局収容エリア (夏厩 / 江黒 / 上小鳥 / 森茂 / 大谷 / 池本 / 二本木) 飛騨大原電話交換局収容エリア (大原) 一部地域を除く
丹生川支所	旗鉾電話交換局収容エリア (芦谷 / 岩井谷 / 旗鉾 / 久手 / 根方 / 小野 / 駄吉 / 日影 / 日面 / 白井 / 板殿) 折敷地電話交換局収容エリア (三之瀬 / 森部 / 折敷地 / 大沼 / 柏原)
朝日支所	朝日電話交換局収容エリア (見座 / 甲 / 黒川 / 寺附 / 寺澤 / 小瀬 / 小谷 / 上ヶ見 / 青屋 / 浅井 / 大廣 / 万石 / 立岩) 秋神電話交換局収容エリア (一之宿 / 宮之前 / 桑之島 / 胡桃島 / 西洞) 鈴蘭高原電話交換局エリア (西洞)
高根支所	高根電話交換局収容エリア (阿多野郷 / 上ヶ洞 / 池ヶ洞 / 中洞 / 中之宿) 一部地域を除く